

かみす市議会だより 表紙の写真の公募について

公募の目的

神栖市議会では、幅広い世代に市政に関心をもって頂き、市民に親しまれる議会だよりを目指して、表紙の写真・イラストを募集します。

募集する写真・イラスト等

- ・応募者本人が神栖市内を撮影した写真または描写したイラスト
(人物、風景、まつり、学校行事、その他市内で開催された行事やイベント等)

応募条件

- 次の条件に該当するもの（1号につき2枚まで）
- ・合成写真、組み写真、画像加工処理したものは不可
 - ・AIによるイラスト等は不可
 - ・人物が特定できる場合、被写体本人の承諾を受けたもの
(未成年であった場合、保護者の承諾も必要)
 - ・デジタルデータ（JPEG形式またはPNG形式）で提供できるもの
 - ・撮影者自身、作者自身に著作権があり未発表、オリジナル作品のもの

応募期間

各号に対して、次の期間内にご応募をお願いします。

(編集の都合により、前後する場合があります)

- <5月発行号> 4月30日まで
- <8月発行号> 7月31日まで
- <11月発行号> 10月31日まで
- <2月発行号> 1月31日まで

応募方法

応募上の注意をご確認の上、応募用紙に記入し、写真またはイラスト及び応募用紙を神栖市議会 議会だより編集委員会 (gikai@city.kamisu.ibaraki.jp) へメールにてご応募ください。

選考方法

議会だより編集委員会にて審査し、決定します。
なお、審査に関する問い合わせにはお答えできません。

応募上の注意

- ・応募写真の著作権は撮影者本人に帰属します。
- ・応募された写真・イラストに関する著作権、肖像権等の問題が発生した場合、神栖市議会は一切の責任を負わず、応募者がすべて対処するものとします。
- ・応募された写真・イラストは、市議会だよりや市議会のホームページ等を使用してよいものと判断し、応募者への写真利用許諾申請は行いません。無償で神栖市議会が使用することを許諾したものとします。
- ・応募された写真・イラストの用途は、かみす市議会だよりへの掲載、神栖市議会ホームページへの掲載、いばらきeブックスへの掲載に限ります。
- ・採用された写真は、必要によりトリミング処理を行ったり、複数組み合わせで使用することがあります。
- ・応募者の氏名、撮影場所を掲載します。ただし、氏名や撮影場所の掲載を希望しない場合は、応募用紙にその旨ご記入ください。
- ・応募された写真は、全て議会だよりに掲載されるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。
- ・応募及び採用に対する賞品等の贈呈は行いません。